

予 算 委 員 会 会 議 録

1 . 日 時 平成 2 4 年 6 月 1 5 日 (金 曜 日)
午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 2 時 5 7 分

2 . 場 所 委 員 会 室

3 . 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
俵 薫 委 員 坪 井 康 男 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
秋 山 哲 朗 議 長 村 上 健 二 副 議 長

4 . 欠席委員 徳 並 伍 朗 委 員

5 . 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 補 佐
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査

6 . 説明のため出席した者の職氏名

村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
永 富 康 文 教 育 長 波 佐 間 敏 総 務 部 長
倉 重 郁 二 総 務 部 次 長 奥 田 源 良 総 務 部 次 長
藤 井 勝 巳 美 東 総 合 支 所 長 堀 洋 数 秋 芳 総 合 支 所 長
田 辺 剛 総 合 政 策 部 長 篠 田 洋 司 総 合 政 策 部 次 長
福 田 和 司 市 民 福 祉 部 長 岡 藤 克 昌 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長
三 浦 洋 介 市 民 福 祉 部 地 域 福 祉 課 長 白 井 栄 次 市 民 福 祉 部 高 齢 福 祉 課 長
伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長 松 野 哲 治 建 設 経 済 部 次 長
西 田 良 平 建 設 経 済 部 農 林 課 長 藤 澤 和 昭 総 合 観 光 部 長

山	田	悦	子	教育委員会事務局長	月	成	庄	造	教育委員会学校教育課長
古	屋	勝	美	会計管理者	西	山	宏	史	監査委員事務局長
末	藤	勝	巳	農業委員会事務局長	坂	田	文	和	消 防 長
西	岡	博	和	消防本部次長					

午後 1 時 3 0 分開会

委員長（高木法生君） 定刻になりましたので、只今より予算委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案 1 件につきまして審査をいたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。市長さん、ご報告等がございませんでしょうか。

市長（村田弘司君） 特にありません。よろしくお願いいたします。

委員長（高木法生君） 議長さん、ご報告等はよろしゅうございますが。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

委員長（高木法生君） 各委員さんにおかれましては、報告等ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高木法生君） それでは、議案第 1 号平成 2 4 年度美祢市一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） それでは、議案第 1 号平成 2 4 年度美祢市一般会計補正予算の資料を見て頂きたいと思っております。1 - 1 2 ページ、2 款総務費・6 項監査委員費・1 目監査委員費でございます。監査委員経費、専門員報酬と書いてありますが、非常勤職員の人件費として、専門員報酬を 1 3 3 万 7 , 0 0 0 円計上させて頂いておるところでございます。

これにつきましては、平成 2 3 年度より私ども監査委員事務局内に技術監査室を設け、一般職のうち課長級の技師を技術監査室長に任命して、工事監査を実施し始めておりましたが、平成 2 4 年度につきましては、集中改革プランによる職員数の削減等もあり、一般職の技師を配置できずにおりました。工事監査を実施するには事務系職員である主事ではなく、技術系職員である技師が必要であるとの前監査委員のお考えのもと、市長及び市長部局の総務課と協議を進めた結果、正職員ではなく非常勤職員を配置させて頂くとの方向となり、平成 2 4 年度につきましては、1 1 5 日程度の勤務を要するとの計画で、工事監査専門員に対する報酬として 1 3 3 万 7 , 0 0 0 円を計上しておるものでございます。以上です。

委員長（高木法生君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、同じページでございますけ

れども、第3款民生費・第1項社会福祉費・第3目老人福祉費についてご説明を申し上げます。

1 - 13 ページのほうでございますけれども、19節負担金、補助及び交付金におきまして、1億5,370万円、そして28節繰出金におきまして、273万円をそれぞれ増額補正をいたしてございます。

これらの内訳につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございますけれども、まず001老人福祉経費におきまして、介護保険事業特別会計繰出金273万円を増額しております。これは、議案第2号にも関連して参りますが、住民基本台帳法並びに介護保険法の改正施行に伴う電算システムの改修によるものでございます。今回の改修につきましては、本市の基幹システムである住民情報システムと連動しておりまして、業務機能上、各法改正の施行に対する個別改修が不可能であったということから改修費用の確定が遅れ、今回の補正となったものでございます。

続きまして、その下の004施設整備費補助事業におきまして、1億5,370万円を増額補正いたしております。これは、社会福祉法人同朋福祉会が本年度、実施予定しております介護保険施設整備事業に対する県並びに市からの補助でございます。

この事業の概要につきましては、予定地である大嶺町東分地内、旧三菱樹脂社宅跡地にRC平屋建ての施設を建設をし、この施設の中に地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、それから認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点の機能をそれぞれ整備するものでございます。

内訳につきましては、そこに記載のあるとおりでございますけれども、まず社会福祉施設整備費補助金2,000万円につきましては、市からの補助でございます。その下のまた介護基盤緊急整備等基金補助金1億550万円につきましては、施設整備に対する補助であります。また施設開設準備経費等補助金2,820万円につきましては、施設の円滑な開所に必要な人件費や備品等に対する補助でございます。これらを合わせました総額1億3,370万円につきましては、県からの補助でございます。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 続きまして、2項児童福祉費・1目児童

福祉総務費、050障害児保育事業として89万円を計上しております。これは市内の障害児1名が下関市内の私立保育所に入所されたことによる補助金でありまして、障害児保育事業補助金交付要綱により交付するものであります。

内容につきましては、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児が入所している私立の保育所において、その児童のために保育所を配置させた場合、その保育所に対し対象児童一人当たり月額7万4,140円を補助する事業であり、これの12ヶ月分であります。対象児童は昨年12月に下関市から転入され、本年1月から特別児童扶養手当を受給されており、当初予算編成時には把握できなかったことによるものでございます。以上で民生費の説明を終わります。

委員長（高木法生君） はい、岡藤生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（岡藤克昌君） 続きまして、同じく1-12、1-13ページの4款衛生費・1項保健衛生費・4目環境衛生費、001環境衛生経費1,321万4,000円で、浄化槽管理委託料1万4,000円、施設整備工事1,320万円で、嘉万公衆便所改築工事を計上しております。

この嘉万公衆便所は秋芳町北部地域、嘉万地域のほぼ中心部に位置し、本地域の観光を始めとする一般の方が利用できる唯一の公衆用の便所であり、定期バスの利用者や通学路の学生、さまざまな地域行事等の参加者等、多くの方が利用する本地域において大変重要な公衆便所であります。その必要性について地域の強い要望もあります。

しかしながら設置後48年を経過し、施設の老朽化が進み、また構造上男女区別もなく、利用がしにくいものとなっております。また浄化槽も単独浄化槽であり、昨年社団法人山口県浄化槽協会より浄化槽の機能に問題があるとの指摘を受け、他の代替えの施設の修理等の検討をいたしましたが、好ましい方法を見いだすことが出来ませんでした。観光振興交流拠点を目指す本市、美祢市に置いて、是非とも改善すべき施設でありますので、この度予算計上いたしましたものであります。以上です。

委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、6款農林費につきまして、ご説明させていただきます。補正予算書1-14、15ページをお開き下さい。6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、負担金、補助及び交付金のうち004新規就農

者支援対策事業におきまして4万4,000円増額補正し、農業振興費の総額を2億2,482万6,000円とさせて頂くものでございます。

これにつきましては、新規就農者農地確保支援事業補助金を増額するものですが、就農3年以内の新規就農者の営農開始時の経営の負担軽減を目的といたしまして、新規就農者が農地を確保する際に資金を補助する事業でございます。借受初年度から5年間の賃貸料を、県と市で2分の1ずつ補助することとなります。

今回の対象者は26歳男性の方で秋芳町別府で樹園地3,400平米を借り受けることとなりまして、その年間賃貸料8万7,200円で、このうち50%相当額の4万4,000円を補正するものでございます。

今回の補正計上につきましては、農地の借受が決定いたしましたのが4月であったため、本年度予算編成には組み入れることが出来なかったことから、今回の補正に計上させて頂いたところであります。

続きまして、5目畜産業費、負担金、補助及び交付金のうち、002資源循環型肉用牛経営育成対策事業を新規に計上し、81万4,000円増額補正し、総額を1,439万7,000円とさせて頂くものでございます。

この事業は、畜産農家と一般農家が連携をいたしまして、堆肥と稲藁等を交換することによる地域内の資源循環を目的といたしまして、肉用牛の増加に合わせた施設を整備することにより、経営の規模拡大を図る事業でございます。今回の事業実施対象者は、秋芳町ご出身の62歳男性の方で、神奈川県からUターンされ、もともとご出身であります秋芳町青景で保有されております75アールの農地を利用し畜産業を行うため、本事業により牛舎を建設することを希望されております。この牛舎建設費に対し、県と市の補助金額それぞれ同額の40万7,000円、合わせまして81万4,000円を新規に増額補正するものであります。

ご本人の計画では、まず9頭から立ち上げまして、いずれは20頭まで増頭するという計画をお持ちでございます。ご本人と県と市に対しご相談がありまして、計画が提出され、承認されましたのが本年2月で、当初予算の編成後であったため、今回の補正に計上させて頂くものでございます。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 続きまして、同じく1-14、15ページをお開き下さい。10款教育費・1項教育総務費・2目事務局費で1,196万

3,000円を増額補正するものでございます。

これは、美東事務所内に事務所を置いていた財団法人吉永奨学金が、平成24年3月31日をもって解散し、創始者である吉永氏の意思を引継ぎ、美祢市奨学金へ移行されることに伴い、寄附金として計上されているものでございます。歳入の部のほうの1-8、1-9のところに寄附金として、同じく1,196万3,000円を計上をしております。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、奥田総務部次長。

総務部次長（奥田源良君） 続きまして歳入のほうのご説明をさせていただきます。議案書は1-8ページ、9ページのほうでございます。10款地方交付税でございますが、普通交付税を1,862万2,000円増額しております。この度の補正の一般財源でございます。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、その下の第15款県支出金・第2項県補助金・第2目民生費県補助金についてでございます。

1-9ページになりますが、第1節社会福祉費補助金に1億3,370万円を計上させて頂いております。これは先程、歳出の説明の際にも申し上げましたけれども、介護基盤緊急整備等基金補助金1億550万円、施設開設準備経費等補助金2,820万円、それぞれ社会福祉法人による介護保健施設整備事業に対する県からの補助でございます。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、4目農林費県補助金、農業費補助金につきまして、歳出でご説明いたしました資源循環型肉用牛経営育成対策事業におきまして、牛舎建設費の一部補助として、県補助金40万7,000円の増額を計上しております。

また、戸別補償制度推進事業交付金の468万1,000円の減額補正を計上しております。戸別補償制度推進事業交付金につきましてご説明いたします。この交付金は、戸別所得補償制度推進事務費として事業推進のための人件費、その他事務費として、国より交付されているものですが、平成23年度までは、国の交付金が直接市に交付されておりましたが、国の方針によりまして、平成24年度から美祢市地域農業再生協議会へ交付され、この再生協議会から市へ推進業務が委託される

こととなりました。このことによる減額補正であります。

また、只今ご説明いたしました理由から一つ飛びますが、予算書の20款諸収入をご覧頂きたいと思います。5項雑入・3目雑入へ戸別所得補償制度推進事業委託費として、美祢市地域農業再生協議会から同額の468万1,000円を増額補正するものでございます。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 続きまして、17款寄附金でございますが、先程ご説明させて頂きましたとおり、吉永奨学金の解散に伴う美祢市奨学金への移換として寄附金として計上されたものでございます。以上です。

委員長（高木法生君） はい、奥田総務部次長。

総務部次長（奥田源良君） それでは21款市債でございます。社会福祉施設整備事業債を2,000万円追加しております。これは特別養護老人ホーム建設補助金として、市単独分の財源として過疎対策事業債を借り入れる予定でございます。

続きまして、1-4ページまでお戻りを頂きたいと思います。こちらは地方債の補正内容は追加でございます。先程もご説明いたしておりますとおり、小規模特別養護老人ホームの整備費を市単独で補助する財源として、社会福祉施設整備事業債2,000万円を追加するものでございます。以上で議案第1号の説明を終わります。

委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） お尋ねいたします。監査委員経費の中ですが、133万7,000円の補正の件です。市長の提案説明では、工事監査を平成23年度から重点実施されると言われたばかりです。この説明の中にもありますが、提案説明の中にもありますが、そして24年度予算は23年の12月頃組まれると思うのですが、その時の重点実施に向けて予算を組まれていたのではないかと思います。どうなのでしょう。

委員長（高木法生君） はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 三好委員のご質問でございます。今ご質問にもありましたように、工事監査自体は平成23年度からスタートさせておりまして、平成24年度が第2年度ということで、23年度は正職員、一般職員の技師を配置

し、そして監査委員さん2名の指揮のもと、工事監査を実施してきておりました。

第2年度どうしてこういう補正という形で予算計上するのかと、要求するのかというご質問でございますか。（発言する者あり）実はこれ大変私どもにとりまして悩ましいところございまして、市長部局の総務課で行政資源、予算そしてもう一つの重要な行政資源であります人員ですね、配置をする案を作るところなんですけど、技師の数が不足してるという情報は、若干あったんですけども、実際に技師が配置しづらかったということがございまして、それでちょっと私どもも一般職、正規の職員を望んではおったんですけども、市長部局と私ども協議をする中で、正職員でない職員であっても、一定以上の実力を有していらっしゃる方はいらっしゃるということで、そういう方を非常勤の特別職として、工事監査専門員という形で職務をとって頂くということで、こうした予算要求に至っております。

委員長（高木法生君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） わかりました。でも、非正規職員で重点実施が出来るかどうかと思いますが。それと、もちろん非正規職員だから責任がないとは言いませんが、非正規でも正規職員と同等の仕事をしておられる方ばかりです。それで21年、22年と災害続きで事業量も増えているのではないかと思います。そして、工事監査をする技術専門員が非常勤職員でいいのかどうか、本当に疑問に思います。

そして今年行われた工事の件数は何件あったのか、そして、23年度に繰り越された分もこの中に何件あったのでしょうか。お尋ねします。

委員長（高木法生君） はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 工事監査ですね、監査委員の指揮のもとで、事前準備したり、あるいは着眼点を整理したり、いろいろ資料を整備したりする中で、やはり工事監査についても、事務局職員の役割と言うのは重要であると。その職員について正規職員ではなくて、非常勤、特別職で大丈夫かというのがご質問の一点目だったと思います。

私どもここに出ております執行部側の職員と言うのはご存知のように一般職でございますが、特別職というので大丈夫かと言われると、やはりそれなりの人材をさがさせて頂くというのが答えになろうかと思います。

ちなみに、私ども美祢市全体の組織としてのトップ市長、そして次が副市長でこ

ざいますが、市長も副市長も特別職でございますし、そして議員の皆様方も非常勤の特別職ということでございますので、そういった意味合いでは、広い意味では、専門性の高い方を専門知識を有する方を特別職として、非常勤の方として、職務をお願いするというのは、一般的にはあることかなと存じております。

それと工事監査等の、工事の件数はちょっと今、資料として持ち合わせておりませんが、平成23年度に私どもが対象とさせていただいた工事監査の件数は約120件でございます。そうですね120件程度でございます。以上です。

委員長（高木法生君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） わかりました。その120件の中で、また23年度繰り越された分も入ってくると思いますが、本当に仕事量が多くなるのではないかと思います。先程、人材でどうこうと言うのではなくて、本当に非常勤の方が大変だろうと思います。職員を減らしたということなんですが、市民の税金をいかにどのように使われているかという監査という重要なポストは、どうしても正職員で対応すべきではないかと考えますが、今後は変えていかれるおつもりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

委員長（高木法生君） はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 今まで議会の場においても、議員の皆様方から監査の仕事を重要で大変でしょうけどっていうお言葉がなかったんで、若干当惑しておりますけれども、ありがとうございます。

監査の機能が強くなる。そして監査委員、あるいは監査委員事務局の職員が熱心に仕事をする。あるいは仕事の成果をたくさんあげ始めるというのは、組織全体としては面白くないというか、個々の職員からすると、監査というのは文句を言うてる機関でございますので、うっとうしい機関でもあるんです。そうした中で一般職の職員ではなく、正職員ではなくて大丈夫かといわれると、やはり先程申し上げましたように一定以上の実力、見識ですね、そして度胸を持ってる方をさがさせて頂くというのがですね、今の私どもに精一杯出来ることかなと思っております。

今後はですね、先程も申し上げましたけども、私ども監査委員事務局、すなわち監査委員の指揮命令下で動くセクションでございますけども、美祿市全体の行政資源の配分、すなわち予算の配分、そして職員の労力配分については、提案権は持つておりますけども、市長に対して最終案を示せる権限は持つておりません。で

すから、この点につきましては、私どもとしては監査委員とご相談申し上げながら、近いうちに工事監査担当の職員も、正職員をという要望にはなっていく可能性はあります。ちょっと今、監査委員が正式には不在なもので、その辺の詳しい協議は出来ておりません。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、よろしいですか。ほかにございませんか。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 新人の議員でございますので、同じ監査の問題で別の観点から質問をさせていただきます。私の理解するところでは、監査というのはとっても重たい重要な仕事だと思っております。簡単に言うと、私も会社の監査委員を何年かやりましたけれども、監査委員の主な仕事は対象事項の適法か否かという問題が一点です。適法性の監査と言います。もう一つは監査の対象事項が妥当かどうか、妥当性の監査と、こう通常呼んでおります。いずれも非常に大事なことであって、会社であっても、あるいは地方自治体であっても、監査委員さんのお仕事というのは、誠に重要な仕事だと思っております。監査委員の適正な配置なくして、例えば行政事務が本当にきちんとするか否か、左右されるような重要なポストだと思いません。

そこで私のご質問は、この技術監査という方のお仕事のイメージが湧かないんです。従いまして、具体的に工事監査をなさる非常勤の職員の具体的なお仕事の中身を教えて貰いたいなと思えます。監査ですから先程申したように、例えばお金があって適法に支出されたか否か、ということについては、ある主の判断基準が働くんですが、工事の内容が正しかったか否かという工事の内容の妥当性については、もう当然建設経済部、あるいは総務監理課の皆さんがきちんとおやりになる仕事でありまして、場合によっては、この監査委員事務局におかれているこの職員の方のお仕事の内容が今申し上げたほかの部署との関連でもう一つイメージがはっきりいたしませんので、きちんと一般市民にもわかりやすいようにご説明を願いたい。このように思います。

委員長（高木法生君） はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 坪井委員のご質問にお答えいたします。工事監査、どういったことをするのかというのが一点目のお尋ねだったと思えます。工事監査につきましては、美祢市の例規集に収められておるんですが、美祢市監査基準

というのがございます。その第14条の第1項に工事監査という言葉は位置付けられておりまして、私どもの監査基準では、定期監査の一環として位置付けております。

当該監査基準ではこのように規定しております。必要に応じ市の事務事業の執行に関わる工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するものとされております。昨年度、初年度におきまして、この工事の設計、施工等が適正に行われてるのかどうかということの主眼にして、その工事監査をスタートさせておるものでございます。

それとですね、監査の観点でございますが、これ今、委員さん坪井委員おっしゃったように、まず第一に適法かどうか違法ではないか、次に違法でないとはいえども違法でないかも知れないが、これは著しく妥当性を欠くのではないかと、常識的に見ておかしいんじゃないか、というのがあれば、それもチェックの対象になったりいたします。それは今、委員のおっしゃったとおりでございます。

それから、平成3年以降自治法が改正されまして、今、申し上げたようないわゆる財務監査に加えて、事業が有効になされてるか、有効にいうのは目標に対する到達度でございます。そしてより効率的になされてるか、なされようとしてるか、それは同じ成果を出すのに、よりローコストでその実現できる方法がないかという観点で見るとでございます。そういったふうに行行政監査的な視点、そして財務監査的な視点で、私どもの職員の仕事に光をあてていく、チェックの目をあてていくというのは、通常の定期監査と言いますか、財務監査と言いますか、事務屋さんの仕事に対する視点と異なるものではございません。

それとご質問の二点目でございます。各工事を持ってる担当課のチェック、例えば建設課長でありますとか、農林課長でありますとか、その他の課でも工事を持つことがございます。各部門のチェックを受けながら工事が進んでるにもかかわらず、監査委員のもとでの工事監査専門員仮称ですが、また監査の目でチェックする必要があるのかと、ダブリじゃないのかというご質問でございます。

私どもの職員の多くも、工事監査だけではなくこれまでの定期監査においても、財務監査においても、そういう意見を持ってる職員は数多くいるんですけども、そもそもがですね、私ども事務屋の仕事にしても各課の課長が予算の執行に関して

は、決裁印をつく、それから部長が印鑑をつく、場合によっては財政課、会計課、合議をして協議をして了解を貰って、それから会計管理者にいく、そして金額の大きいものは市長の決裁までいく。市長に決裁権者、最終決裁権者の市長に至るまでもですね複数のチェック機関があるわけですね。そういうチェックをくぐっているにも拘わらず、また別の任命権者として、その監査のほうからチェックにかかるわけです。多重チェックじゃないかと言われると、そもそも従来の事務屋がやる業務についても多重チェックがかかっていると、そもそも監査というのはそういうものだという視点で、工事監査についてもご了解を頂ければと思います。それが現在の地方自治法の理念だと思っております。以上です。

委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 只今のご説明よくわかります。そこでですね、平成23年度からもう実施しておられるとお聞きしましたので、先程件数は120件、工事監査があったとお聞きいたしましたが、この工事監査員、これは23年度は市の職員だったんですね。この方が実施されて指摘された事項、具体的にどのくらいあるか、ご説明を頂きたいなと思います。

と申しますのは、これ全然別件で、平成22年の6月から12月までの監査委員の市長あての報告書を情報公開請求で頂きました。それによりますと、これ定期監査なんですけど、6ヶ月間の定期監査、全部の課に対して行われておりますが、概ね良好と、問題なしと、そういう監査結果報告でありました。これ見て実はびっくり仰天したんですが、そんなに問題ないのかなと、そんなに問題ないのなら、そもそも監査委員なんていらんのじゃないかと、こう思ったんであえてお聞きしてるんです。

この技術監査の市の職員がなされた工事の実施内容、先程設計、施工について監査って、余程の力量がある人でないと、そもそも建設経済部、あるいは関連のいろんなセクションでおやりになった工事関係の仕事わかりません。私も会社のあれですか監査委員をしとってですね、とてもじゃないけどわかるもんじゃないんです。

従って、私が端的に申し上げたいのは、本当に非常勤の職員、しかも年間100万ですか、133万ですか、そんな程度の報酬で、いかほどの効果のあるその技術監査が実施されるか、そこが甚だ疑問で納得出来ないから、あえてお聞きしますが、改めてどういうご指摘があったか教えて下さい。

委員長（高木法生君） はい、西山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 監査をですね、1年間ずっとやって参りまして、最終的には今、坪井委員おっしゃるように、市長等各部局の任命権者に報告、監査の結果を報告する義務が私どもにはございます。

今、ご質問でおっしゃいましたように概ね適正であったという通知、23年度については、市長始め議会の議長、そして教育委員会へも同様なご報告をしておるところでございますが、一般論で申し上げましてですね、地方自治体における監査と申しますのは、先程申し上げましたように、財務監査的な視点と行政監査的な視点で監査を実施することとしておりまして、財務監査的な視点では、予算執行や財産管理等において、私ども市の職員の事務に違法性はないか、あるいは著しく妥当性を欠いた業務をしてないかという点を見ることとなっております、そして、行政監査的な視点では、事業の有効性や事業の効率性を見ることとなっております。以上の視点でずっと監査業務を行っていく中で、いった結果ですね、違法な事務処理もなく、著しく妥当性を欠く事務もなかった場合は、概ね適正であったという表現になります。

只今のご質問では概ね適正であったという報告一本で、それがその報告なのかと、監査はまともな監査をしているのかというご質問でございます。前の今、任期が切れておられるんですが、前の監査委員、三好監査委員、それから竹岡監査委員ですね、2名が繰り返し言っておられたことがございます。監査の目的は市の各所属の仕事について、事務処理の不手際を糾弾することではなくて、適法適正に事務処理が行われているかの検査を辛抱強く積み重ねていって、仮に事務の不手際を指摘することがあっても、それは問題意識とその解決策を関係部署全体に共有してもらって、その関係部署を含めた組織全体が適法適正に、そして、有効で効率的な事務に邁進する方向に向かっているということが確認できれば、それが監査の目的であるというふうにおっしゃっておられました。従いまして、私どもが各課の事務について監査をし、そして、その結果概ね適正と監査委員が評価されることは、必ずしも悪いことではないと考えております。

ただですね監査、テーブルについてですね特にこれまでの定期監査の場合、テーブルについて監査するのが通例なんですけれども、その席上では、事務のやり方とか、これは妥当なのか、こういう方法のほうがより効率的じゃないのかという、い

くつもの質問が監査委員から出ます。それについてちゃんとした答えが返ってこなければ、やはり監査の場では場合によっては丁々発止のやりとりになったりはいたしません。市長に報告するレベルの違法あるいは著しく妥当性を欠く事務ということがないからといって、各課の職員が何も事務改善についてお土産なしみに帰って行くということはね感觸としては少ないような気がしております。ちょっと答弁になってるかどうかわかりませんが、以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 私がご質問申し上げたのはですね、財務監査のことをお聞きしたわけではありませんので、この工事監査委員、市の職員であった方が、工事監査を実施されて、いかなるご指摘なりコメントがあったんでしようかと、それをお伺いいたしました。

財務監査についてはおっしゃるとおりです。本当に違法だなんていうことは通常ないですよ。あるいは著しく妥当性を欠くなんていうことはおやりになってないと思います。私は皆さん立派な市長さん始め立派な市の職員さんですから、そんなでたらめな、監査委員が違法だよと言われるようなことはおやりになってないと、これは私確信しております。そうじゃなしに、通常の財務監査でもあってもここをこう改善したらどうかとか、それはたくさんあると思いますが、それはいちいち市長さんに報告する事項ではない。よくわかります。

そういうレベルの質問じゃなしに、要するに今、私がお伺いしてるのは、果たして腰掛け的だったら言葉は悪いかも知れませんが、133万程度の市以外の職員さんを配置して、いかなる費用対効果、コストパフォーマンスが有るでしょうかという観点からの質問なんで、具体的なパフォーマンスのほう、23年度、改めてお聞きします。もう、それ以上聞きません。

委員長（高木法生君） 西山監査委員事務局長。簡潔にお願いします。

監査委員事務局長（西山宏史君） ただ今のご質問ですけど、すみません、ちゃんとした、まとまった答弁、お答えが言えそうにないんですが、23年度の工事監査においては、例えばですけども、似たような工事が二つあってですね、それをあわせて1本の工事にするという場合があるんですよね。あるいは、本来1本のはずなのに、分割して発注するっていうのがあって、これが課によって考え方が違ったり、どういう基準で分割してるのとか、どういう基準で合札するのとかですね、

それがチームとして明快に答えられなかったら、それは外部に対しては説明できないよだとか、そういう個々具体的なやり取りっていうのは、私が言うのもおかしいですけども、結構たくさんやり取りしております。133万7,000円で費用対効果をどこまで約束できるのかということについては、恐れ入ります、今後、今しばらく見守って頂きたいとしか申し上げようがございません。以上でございます。

委員長（高木法生君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 今、西山監査委員事務局長が、縷々答弁いたしましたけれども、どうも話がかみ合わないというか、どうもずれておるんじゃないかと思うんです。先程の三好委員の質問に対してもですね、ちょっと勘違いがあるんじゃないかと思うんです。

あくまでも、この専門員が監査するわけじゃないんです。専門員は事務局員と同じようにですね、監査委員を補助する職員と言いますか、非常勤職員なんですけどね。

だから、工事監査をやる専門職員が監査をするわけじゃないんです。監査委員の補助をする、専門的なそういった工事に関するノウハウを持った方が補助をするということになるわけなんです。だから、去年までは技術を有する職員が、監査事務局におりました。だから、そういった監査委員さんに対してですね、補助をしたと。専門的な知識を持ったものが、補助をしたということでの、この度の補正の報酬でございます。

委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） そのようにおっしゃると、また追加質問せざるをえなくなるんです。というのはね、三好委員さんはどうかわかりませんが、私はこの工事監査をする人を、決して監査委員とも何とも思っておりません。当たり前のことだと思いますよ。

しかし、工事監査をする職員さんですよ、当然監査委員と同じような目を持って、先ほど申し上げたように、違法性はないのか、本当に妥当なのかと、そういう観点からお手伝いをされるんじゃないんですか。（発言するものあり）私、まだ質問終わってないですよ。そういう意味で、今、私がせっかく質問しているのに、なぜ中断させるんです。なぜ、中断されたか教えてください。

委員長（高木法生君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） このままですね、ご質問を続けられた場合、また誤解を招くんじゃないかと思って、私は挙手したわけです。

なぜかと言いますと、やはり今坪井委員が言われることは、当然のことなんですかね。監査委員であろうが、職員であろうが、その部局におれば、当然同じ目線で、同じ考えで、同じ方向ですね、業務を遂行することが、当たり前のことなんです。

委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） あの、3日前に市長さんから頂いた言葉を、そっくり副市長さんにお返しいたします。あなたは今、激昂されました。おかしいんじゃないですか。そんなにひどくなって、地の言葉で言えば、そねえあなた、ひどくなって言わんでも、ええじゃないですか。私は、つい普通のことを申し上げてるんですよ。

三好委員さんは、先程質問されたのは、もっときちんとした職員を配置してでも、やるべきではないかとおっしゃった。で、私はその反対です。むしろ中途半端な、半とげな職員ならば、133万ってやっぱり貴重な市民の税金ですよ。そういう半とげなことをせんほうがええんじゃないんですかという質問です。これ以上は私もやりません。終わります。

委員長（高木法生君） はい、他にございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それでは、議案書の1 - 14ページにですね、農林費ということで、畜産業費ということで、資源循環型肉用牛経営育成対策事業ということで、81万4,000円ついております。これ、県の補助金が40万7,000円、そして、市の一般財源から同じく40万7,000円、合わせて81万4,000円になります。そういうことで、さっき委員長からもありましたように、質問は簡潔にということがありましたので、より一層簡潔にしていきたいと思っております。

まず何が聞きたいかということ、この補助金につきましては、枠が何人程度あるかどうかということですね。そして、これは肉用牛のための補助金なのか、それとも、乳をしぼる畜産牛、そういった補助金なのかどうか、その辺の枠組みについて、まず最初にお聞きしたいと思います。

委員長（高木法生君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） ただ今の岡山委員のご質問です。まず、この補助事業において、枠が何人程度あるかというご質問ですが、この事業につきましては、畜産業ということもございまして、毎年数件という事業ではない状況にあります。

今までの実績で申しますと、平成22年度に1件、平成21年度1件ということで、これは続いたんですが、それより遡りますと、平成17年に1件あったというような事業ですので、かなり年度によって、畜産業を開始される方が、毎年毎年あるというわけでもございませんので、今回のこの補正につきましては、先程申しましたように、事業を行いたいという方がいらっしゃって、それから計画等しっかり聞いた上で、この事業を認定するというものに限って、こういうふうな補正をするということになりますので、枠ということはなく、申請があったものについて、補正対応をするというような形で、対応をしているところです。

それから、この事業メニューの中の、いわゆる採択要件ということだと思んですが、牛に対しての種類と言いますか、こういうのっていうものがあるのかというご質問だと思います。特に、乳牛についてということなんですけども、県のこの事業の交付要綱に市も準じて行っているわけなんですけど、こちらの要綱での採択要件といたしましては、肉用牛ということで、あとは、繁殖牛、肥育牛ということになりますので、乳牛というのは対象外ということになっております。以上です。

委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 詳しい説明でよくわかりました。それで、今後Uターン等で、こういった肉牛をですね育成したい。そういった方も出られると思っています。数はたくさんでないと思うんですけども、例えば年度によって3件とか、補助金でなんとか対応してくださいということができたならば、それをきちっと対応してくるのかどうか。

あと、こういう形で参入される方というのは、資金が余裕を持ってされる方っていうのは、少ないと思うんですよね。施設をそういった面で建てていって、そして、すぐ収益がないっていうことで、なかなか固定資産税とか、なかなか払うことに関して、難しくなっている人がかなり多いんですよね。そういったところの対応といたしますか、ちょっと角度が広がりましたけれども、その辺について、まずお尋ねしたいと思います。

委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） まず、一つ目の質問ですが、今回は1件ということなんですが、例えば3件とかまとまって出た時の対応をいかにするかというご質問だと思います。これにつきましては、当然予算が伴うことになります。農林課といたしましては、少しでもこういうふうな農林畜産業に携わる方、こういう方をひとりでも多くという考えはございますが、これにつきましては、予算が伴うということもございますので、その辺につきましては、財政の関係であったりとか、市長、副市長のほうにも、十分にご協議をいたして、ご指導をいただきながら、決定するという事になるかと思っております。

それから、畜産業の方に対するいろいろな手当というか、補助とかそういうものがあるのかということ、収支的にはどうなのかということもあろうかと思っておりますけれども、ある程度の大々的な肥育牛を育成されてっていう、中には畜産業の方もいらっしゃるんですが、こういう方につきましては、ある程度その生業によって生計がたつというふうには思いますが、今回9頭という非常に意味少ないところがございまして、リターンをされてこの事業を開始されるということもございまして、その辺の収支については、当然それで生計を立てていくということは、ちょっと難しいのではないかとこのふうには思っております。

あとは畜産業に対する補助メニューということであると思っておりますが、私ども畜産振興協会がございまして、そちらの方で何種類かは補助メニューとしてあろうかと思っております。私どものほうでそれで採用しておりますのは、精液の供給、こういったようないわゆる繁殖牛を増やしていくということなんですが、こういったようなところの補助メニューは、予算化しております。以上です。

委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） こういった畜産とか、肉用牛について、なかなか税制優遇っていうのはですね、大きな大規模でやった場合に、非常に設備が大規模になれば、これは小さいからそんなに固定資産税とかいうのは、私はこないとは思っておりますが、特に大きいところというのは、私が聞いた範囲では、何千万円とか県の補助、市の補助を受けてやっておられる方が、非常に固定資産税がかかって、支払いが非常に利益が薄い中苦慮しているということでありましたので、そういった例もあるし、今後こういった肉牛に関しても、たぶん設備投資等でお金を使用されるん

じゃないかと思っておりますので、補助金もちゃんと手当してますから、それでいいといえいいですけども、私たちの食の生活を本当に守っていただける方たちですので、もっとそういったところですね、税金の固定資産税免除というわけにはいかないかもしれませんが、他の面での補助をですね、力強い補助をしていただきたい要望をして、私の質問を終わります。以上です。

委員長（高木法生君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 公衆トイレの平素の管理について、お尋ねしたいんです。先程補正予算の1 - 12のところ、保健衛生の中で、公衆トイレの修理をしたと、こういうことでした。これは、嘉万天神の公衆トイレのことだろうか、その辺のところの確認をもう一遍したい。

公衆トイレの平素の維持管理について、周辺地域の皆さんからいろいろお話を聞く機会も多かったわけです。そういった中で、先程観光のまち、また、おもてなしの行き届いたまち、そういった視点からすると、こういう公衆トイレの設置、大変維持管理は必要なことと思いますが、2件目のほうは、梨の選果場の中に、敷地に設置されているトイレ、これは多分組合の設置したトイレと思いますが、実際は観光バスが夕方になると、何台もあそこに停まっておると。というのは、三隅、秋芳のルートには、大変観光バスがよく入ってきて、それらのトイレ休憩の場に使われている。嘉万の天神の公衆トイレは、観光客というよりは、主として地域住民の公衆トイレに係るものではなかろうかと。

そういったことで、この度そういう改修をされたことは、大変いいことですが、平素の管理がどうなっているかお聞きしたいこと。もう一つは、そういう公衆トイレの中で、特に梨選果場におけるトイレについて、何らかの関係者からの要望、それに対する観光交流の拠点として、美祢市がこれからそのようなところに対する、何らかの対応をする意思があるかないか、このことを併せて確認しておきたいと思います。以上です。

委員長（高木法生君） 岡藤生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（岡藤克昌君） 嘉万の公衆便所でございますが、平成22年度はですね、シルバー人材センターに清掃業務をお願いしておりました。

委員長（高木法生君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 河本委員、今の天神前のやつは非常に古いということだね、

浄化槽のほうがちっと漏出ししかかるとということで、非常に周辺に迷惑をかけるということがありましたので、緊急な相談がありました。それと、先程担当のほうから説明いたしましたけれども、我が市は交流拠点都市ということでもありますし、外部から来られた時に、非常にこんなトイレが観光立市を謳っておるところかと、公衆トイレがですね、そういう思いをされても困りますし、地域住民の方もお困りになっておることがございましたので、今回緊急的にこの6月補正であ出させていただきます。

それと、梨の選果場ですが、河本委員ご記憶じゃないかな。一昨年だったですかね、ちょっと年度が間違っておったら失礼。梨生産組合のほうからご要望がありまして、トイレの方は改修しました。言われるように、あそこは観光バスが入ります。特に梨を出荷される時期は、ずいぶんたくさんの梨を、我が市が誇る秋芳梨をあそこで買っていただいておりますし、公衆トイレとしてすれば、非常に価値の高いトイレだろうと私は思っております。梨の組合のほうからご相談を受けて、直ちにあれを改修した記憶がございます。ですから、今後あのトイレがさらに老朽化が進むとか、梨組合のほうからまたご相談があるということであればね、適切に私の方も対処いたしたいというふうに思っております。以上です。

委員長（高木法生君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 市長さんの答弁ございましたように、やはり梨の選果場のトイレ、利用率が非常に高い。それに対して、市も何らかの対応をすると。嘉万天神は、地域住民の利用が多いんじゃないかと。美東側、美祢市側もありますけれども、秋吉の宿における公衆トイレ、そういったもの維持管理がなかなかうまくいかない。行政は、常にそこに人を配置して誰か管理することもできませんので、地域の方が率先して協力体制をしておられるところと、そうでないところと、いろいろございます。

そういった面で、行政も住民の要望にしっかり耳を傾けながら、観光交流の拠点としての整備は、しっかり今後ともやっていただきたい。これは住民の願いである。あわせて住民にも、ひとつそういったところの、平素の管理についての協力要請、シルバーにお願いするだけでなく、地域の中にも、そういうボランティア的に対応しようという人も、私聞いておりますので、そういった人との連携を今後とも図っていかれる、こういったことが必要ではなからうかと思って質問したわけ

です。以上です。

委員長（高木法生君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 河本委員、大変ねありがたい、いいことおっしゃっていただいたね。本当に我々の市は、行政だけではできません。やはり市民の方あげてですね、交流拠点都市、観光立市として成り立つという思いになっていただくということは、大変大切というふうに思っております。その意味においても、自分たちのお住まいになっておるエリアの中にあるものについては、我々でやろうじゃないかというふうな思いになっていただくように、我々も努力をしようというふうに思っております。どうか委員も、地元のいろんなところで、そういうことをお働き掛けをいただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（高木法生君） はい、ほかにございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 社会福祉法人の2,000万の市の補助金、市債を借りてということなんですが、1-12ページにあります。そして、それを地方債ということで、普通債の下に民生費、(2)の。1-17ページですね。民生費のところの、補正前、補正後の当年度末現在高見込額、全く同じなんですが、せっかく議会に出されるんですから、これちょっと記載ミスか何かじゃないんじやろうかなと。それとも、これからすると、当年度現在高の見込額は変わらないと、こういうことでしょうかね。

委員長（高木法生君） はい、奥田総務部次長。

総務部次長（奥田源良君） 大変申し訳ございません。ご指摘のとおりでございます。補正前が2,000万円ほど違ってございました。（発言する者あり）補正前が2億6,665万円ということになります。（発言する者あり）

委員長（高木法生君） 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時55分再開

委員長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。はい、奥田総務部次長。

総務部次長（奥田源良君） 休憩前に竹岡委員からご指摘のございました市債でございますが、1-17ページ、民生費の補正前の一番右端側、当該年度末現在高見込でございますが、2億6,665万が正解でございます。

大変ご迷惑をおかけしました。訂正をさせていただきます。

委員長（高木法生君） はい、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高木法生君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。反対意見をお願いいたします。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 今回の補正の監査委員費で、議案第1号ですが、新規就農支援の予算等には、ほかにもありますが、こういった予算には賛成ですが、先程意見も述べましたが、監査委員の適正化について、補正があります。

これは、職員の定員適正化だからと言って、重要な技術専門員の監査職員を、正規職員を非正規職員で対応するという、この補正予算に反対をいたします。

委員長（高木法生君） はい、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高木法生君） それでは、これより議案第1号平成24年度美祢市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さまから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後2時57分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月15日

予 算 委 員 長 高木法生